

九州地方労働前隊規約草案

名

第一條 本隊は日本労働組合會議九州地方協議會の指導統制下にある前衛的組織として九州地方労働前隊と称す

構

第二條 本隊は日本労働組合會議九州地方協議會加盟四体青年部前衛隊その他を以て構成す

目

第三條 本隊は日本労働組合會議九州地方協議會の目的事業の達成とその健全なる発展の前衛的任務の實現を期す

事

第四條 本隊は第ニ條記載の目的達成のため次の事業を行ふ

一、構成団体間に於り融和、協力統制の堅密化

二、日本労働組合會議九州地方協議會諸事業を遂行する最前線の諸闘争

三、末期識労働者に対する組織運動

機

第五條

本隊に次の機關を置く

機

第六條

大會 部長會議 評議員會

機

第七條

大會は本隊の最高決議機關として毎年一回之を開催す

機

第八條

部長會議は本隊執行機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第九條

評議員會は大會に次く本隊の常備決議機關として大會に対する責任負ふものとする

機

第十條

部長會議は本隊執行機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十一條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十二條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十三條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十四條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十五條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十六條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十七條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十八條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第十九條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第二十條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第二十一條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事

機

第二十二條

本隊は大會に次く本隊の常備決議機關として大會評議員會が決議事項並本隊の目的事